



# 令和6年度(令和5年分) 市民税 府民税 申告の手引き



(※この申告書は令和5年度に、市・府民税のご申告があった方にお送りしています。)

平素より、市民税・府民税の申告、納税にご協力いただきありがとうございます。この申告は、あなたの市民税・府民税額を正しく算出する基礎となり、課税証明書(所得証明書)、納税証明書などを発行するために必要となりますのでこの申告の手引きを参考に申告書を作成していただきますようよろしくお願いいたします。

## 提出期限 令和6年3月15日(金)



### 申告をしなければならない人

- ・営業、農業またはその他の事業を営んでいる人や、不動産などの収入があった人、前年中に退職または転職した人等で、確定申告をしなくてよい人。
- ・泉大津市外に住所がある人で、市内に事務所・事業所がある人。

### 申告をしなくてよい人

- ・所得税の確定申告書を出す人。
  - ・収入が給与だけで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出された人。
- ◎なお、令和5年中収入がなかった人は、市・府民税申告の義務はありませんが、非課税の証明書等(保育所の入所、就学援助の受給、公営住宅の収入報告、国民年金の保険料減免申請等の手続きに必要な場合があります。)が必要な方は申告をお願いします。
- ※今年度より、非課税通知書の送付を廃止します。ご理解の程、よろしくお願いいたします。

## 申告期間：令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)

時間：午前9時から12時まで  
午後1時から5時まで

場所：市役所1階 101会議室 (ただし、土・日曜日・祝日は除きます。)

提出は、郵送でも受付しています

- ・郵送で提出される場合は、申告書に住所、氏名、電話番号など必要事項を記入のうえ、源泉徴収票や控除証明書など必要書類を同封し、3月15日(金)までに下記の【送付先住所】に送付してください。郵送された申告書を受付する場合、「申告書受付書」はお渡ししていません。必要な場合は返信用封筒(宛名記入・切手貼付)を同封してください。

※市役所では確定申告書の受付はしておりません。ご注意ください。

送付先住所	〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 泉大津市役所 税務課市民税係 市・府民税申告受付担当 宛
-------	--

(注意：FAX 及びメールでの申告はできません)

※申告書の記入方法については、裏面以降の〔申告書の書き方〕に詳しく載せてありますので、参考にして作成してください。

### 申告受付地区割表

※申告期間の始まりや月曜日は毎年大変混雑し長時間お待ちいただいております。少しでもお待ちいただく時間の短縮をはかるため申告受付日を地区割にて調整させていただきます。下記の日程でご来庁いただきますようご協力をお願いします。なお、下記日程でご都合のつかない場合は受付日以外でも受付できますので、3月15日までにご来庁ください。

町名	申告受付日
綾井、末広町、尾井千原、尾井千原町、千原町、森町、東助松町、助松団地、曾根町、北豊中町、宮町	令和6年2月16日(金) ～令和6年2月22日(木)
寿町、二田町、条南町、池園町、東豊中町、池浦、豊中、豊中町、池浦町、旭町、東雲町	令和6年2月26日(月) ～令和6年3月1日(金)
下条町、要池住宅、我孫子、穴田、板原、板原町、宇多、式内町、昭和町、虫取町、楠町西、楠町東	令和6年3月4日(月) ～令和6年3月8日(金)
戎町、高津町、清水町、河原町、下之町、上之町、東港町、西港町、青葉町、汐見町、なぎさ町、夕風町、春日町、田中町、本町、神明町、若宮町、菅原町、小松町、助松町、松之浜町、新港町、小津島町、臨海町	令和6年3月11日(月) ～令和6年3月15日(金)

※この説明書は、現行(令和5年12月)の税法に従って説明しています。ただし、地方税法の改正があった場合には改正後の税法により税額を計算します。

## 非課税通知書の送付は終了しました

- ・個人市民税の申告をいただいた方のうち、非課税となった方については「非課税通知書」をお送りしていましたが、**昨年度(令和5年度)の送付をもって終了しました。**今後、非課税であることを書面で証する必要がある場合は、「非課税証明書」にてご対応願います。
- ・「きちんと非課税になっているのか」など**税額に関するお電話でのお問い合わせはお受けできません。**身分証明書(運転免許証・健康保険証等)をご持参のうえ、税務課窓口にてお尋ねください。
- ・令和5年中収入がなかった方については、引き続き申告書の提出がなければ証明書を発行できないため、申告期間内での申告書提出にご協力お願いいたします。
- ・これまで「非課税通知書」のために申告書を提出していただいていた、**年金収入のみで、控除の追加が不要な方**については、今年度以降申告書提出の必要はありません。

### マイナンバー制度による申告手続きについて

市税の申告書に本人、控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者等の個人番号の記入欄を設けております。個人番号の記載された申告書等を提出する場合は、番号法の規定に基づき、本人確認が必要です。

- (1) 申告時には本人確認(番号確認と身元確認)が必要となりますので、個人番号カードまたは通知カードと身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。
- (2) 代理人が提出される場合は、委任者の個人番号カードまたは通知カードの写し、代理人の身分証明書(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

代理人が申告書を持参する場合、本人の申告意思確認のため記入済のものでなければ受付できません。窓口での代理人による申告書記入は認められないのでご注意ください。また、同居の親族以外の代理人については、身分証明書のコピーをとらせていただく場合がございます。ご了承ください。

### 【申告書の書き方】

○配偶者・扶養控除等(合計所得金額が48万円以下の人)

あなたが扶養している配偶者やその他の親族の氏名・個人番号・続柄・生年月日・区分などを記入してください。

配偶者・・・令和5年12月31日現在、婚姻している妻または夫(年の途中で死亡した場合は、死亡時までの所得で判定)

扶養控除・・・子、本人または配偶者の親・祖父母・兄弟姉妹等(死亡の場合は上記と同じ)

※平成24年度から16歳未満の扶養(年少扶養)控除がなくなりましたが、非課税判定の人数の対象となるため、記入してください。

21～22 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	氏名 <b>泉大津 花子</b>	配偶者の合計所得金額
配偶者	生年月日 明・大(昭)平・令 <b>29年5月10日</b>	区分(同居) 別居
個人番号 <b>987654321098</b>	区 <b>9</b>	別居
	個人番号 <b>987654321098</b>	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

  

17～19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 <input type="checkbox"/> 寡婦控除 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	18 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	19 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)
20 障害者控除	氏名 <b>泉大津 花子</b>	障害の程度 <b>3</b>	身・精・療 <b>級</b>
	氏名	障害の程度	身・精・療 <b>級</b>
	氏名	障害の程度	身・精・療 <b>級</b>
	氏名	障害の程度	身・精・療 <b>級</b>

※扶養親族等が別居の場合、所得金額調整控除に該当する場合は裏面もご記入ください。

### 人的控除対象者の種類

対象者	控除の対象要件
寡婦	夫と死別又は離婚後、婚姻していない、又は、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない女性で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の場合(扶養親族がない場合でも、死別で合計所得金額が500万円以下であれば該当します。)
ひとり親	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一とする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、合計所得金額が500万円以下の場合
勤労学生	勤労学生のうち、本人の所得金額が75万円以下であり、そのうち自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合
障害者	令和5年12月31日現在、納税者自身が障害者である場合、又は同一生計配偶者及び扶養親族のうちに障害者がいる場合に適用されます。 障害者とは、次に掲げるような心身に障害のある人です。①児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センターなどにより知的障害者と判定された人 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人 ④戦傷病手帳の交付を受けている人 ⑤原子爆弾被害者で厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑥常に就床を要し、複雑な介護を要する人 ⑦精神または身体に障害のある年齢65歳以上の人で、その障害の程度が、①、③に掲げる人に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人。 特別障害者とは、療育手帳A、精神1級、身体1級又は2級の手帳を交付されている方等です。

### ○専従者控除(裏面15に記入)

事業専従者の氏名・続柄・区分・個人番号・生年月日・専従者給与額を

記入してください。あなたが事業を営んでいる場合、次の①②の両方に該当する専従者がいる場合はア、イのいずれか少ない方の金額が必要経費とみなされます。

- ①あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族で令和5年12月31日現在、15歳以上であること。
- ②令和5年1月から12月を通じて6か月を超える期間、専ら事業に従事していること。

専従者の控除額 次のいずれか少ない方の金額	ア. 配偶者は86万円、配偶者以外は50万円 イ. (事業所得+不動産所得+山林所得) ÷ (専従者の数+1)
--------------------------	--

### ○令和5年中収入がなかった方の記入欄

収入がなかった方については、下記の記載例を参考にして、具体的に記入してください。

令和5年中収入がなかった方…下記の該当する番号に○をつけ必要事項を記入してください。		
① 下記の人に扶養されていた 住所 <b>泉大津市東雲町9番12号</b> 氏名 <b>泉大津 三郎</b> 続柄 <b>父</b>	② 非課税所得があった 遺族年金 生活保護 雇用保険 児童扶養手当 障害年金 ( )	③ その他 預貯金等で生活 ( )

専従者	氏名	続柄	区分	個人番号	生年月日	給与額(控除額)
従業者	<b>泉大津 次郎</b>	子	配偶者以外	<b>246802468024</b>	明・大(昭)平・令 <b>57年9月15日</b>	<b>500,000</b> 円

